

## 二宮町空家等対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、二宮町空家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空家等対策計画 空家法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）をいう。

### (設置)

第3条 計画の検討及び空家等に関する対策に必要な事項を検討するため、委員会を設置する。

### (所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の内容検討及び空家等対策の施策の検討に関すること。
- (2) 空家等の現状把握及び適正管理等への取り組みに関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第5条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 空家等対策について識見を有する者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 空家等対策に係る他の行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる委員については、委員会に代理人を出席させることができる。

### (報償費)

第6条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。ただし、前条第2項第3号に規定する者にあつては、報償費を支給しないものとする。

(会長及び副会長)

第7条 委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の傍聴は、委員会の決定をもってできるものとし、その要領は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。